

一般送配電事業者 10 社の託送供給等約款の認可申請に対する『国民の声』への見解（案）

令和 年 月 日
電力・ガス取引監視等委員会

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

分類	意見内容	見解
レベニュー キャップ制 度について	・レベニューキャップ制度導入に伴い、各社で託送料金が上がるようですが、何のためにレベニューキャップ制度にするのか理由を教えてください。現行の総括原価方式は必要な費用を計上して、料金が定まっていると理解しております。総括原価より託送料金が上がるということは、これまで赤字で託送業務を行っていたということでしょうか。電力会社の送配電部門の決算を見るとそうでもないように見えます。レベニューキャップ制度導入により、算定された金額から下がった分は送配電事業者の利益となりますが、算定金額を上げることは送配電事業者の利益が出しやすい制度への変更に見えてしまいます。国民負担の増加につながるのではありませんかと費用算定は行ってください。	レベニューキャップ制度につきましては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを導入の目的としております。 このため、各社に対しては事業計画の提出を求め、その算定の基礎となる費用等をもとにした「収入の見通し」を承認することとしております。今後、一般送配電事業者各社は、レジリエンス強化や再エネ導入拡大のために投資を拡大することを計画しており、託送料金の上昇はそうした投資にも充てられます。 なお、現行の総括原価方式では、一般送配電事業に必要不可欠と認められた費用に一定の事業報酬を加えた額について、託送料金で回収することが認められており、事業者においては、費用をその範囲に収めることで赤字を回避できるものと承知しております。 これに対し、レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者の効率化努力の成果について、実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合には、その利益分について規制期間中の全額留保を認めつつ、翌規制期間においては半額のみ持ち越しを認め、残り半額は系統利用者みなさまに還元される制度設計を実施しておりま

		す。また、事業計画が達成できなかった場合には、翌規制期間で調整する制度設計になっております。なお、レベニューキャップ制度の導入に向けた各一般送配電事業者の「収入の見通し」の審査は厳格に実施し、査定額を反映した金額について、経済産業大臣による承認が既になされております。
工事負担金に係る託送供給等約款上の規定について	・再エネ接続のための系統増強が費用として計上されていますが、今後は再エネ電源接続に伴い、系統負担金は発生しないということでしょうか。電源接続に伴う系統増強はこれまで起因者が負担した結果、送配電事業者の経済合理性が担保されていると思いますが、上記の費用を計上するのであれば、再エネ接続による系統負担金は起因者に請求しないことが必要だと思います。また、これまで起因者が負担していたものを一般需要家が負担することに対して、説明が無さすぎるので、納得できる説明を求めます。今回のような国民の声だけではなく、送配電事業者の努力が見える（テレビや新聞等の広告や小売電気事業者のHPへの掲載等）各送配電事業者名での説明を行ってください。	各一般送配電事業者においては、今後再エネ連系量が更に増加する見通しであることを受け、上位系統等における必要な工事量及びそれに伴う費用が従来よりも増加すると見込んでいると承知しております。工事費負担金については、各社とも、今回の認可申請においては現行の託送供給等約款から変更ないものと承知しております。
事業計画について	・中部・東京を除く一般送配電事業者各社の申請は人員や給与の縮小を謳うものばかりであり、エネルギー供給強靱化法で語られた電力のレジリエンス強化等に対して真摯な対応とは到底思えません。要するに、その場しのぎで作った資料に見えます。本当に日本の国富を願うならば、経済産業省や政府の方針・目標に則ったモノを出してきてほしいのではないでしょうか。災害時の連携強化、送配電網の強靱化、災害に強い分散型電力システムの構築どれも専門的で高度な技術を要する業務かと思います。各電力は総括原価的な安定供給	レベニューキャップ制度につきましては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを導入の目的としています。当該目的が達成されるよう、指針においては、各一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明示し、事業計画を策定した上で、その達成状況に応じてインセンティブを与えることとしております。事業計画の策定にあたっては、ステークホルダー協議を行うことも求めました。その上で、なお、事業計画の達成のために必要な費用等

	の考え方から脱却し政府と経済産業省が指し示す新しい電源の在り方に対して真摯な、もっと言えばポジティブで具体的な物を提案すべきだと考えます。	を算定の基礎とする「収入の見通し」については、経済産業大臣により既に承認されています。
--	---	---